契約自由の原則と、それを修正するしくみ

契約は自由な合意で結ぶのが原則なのに、なぜ契約自由の原則には例外があるのか

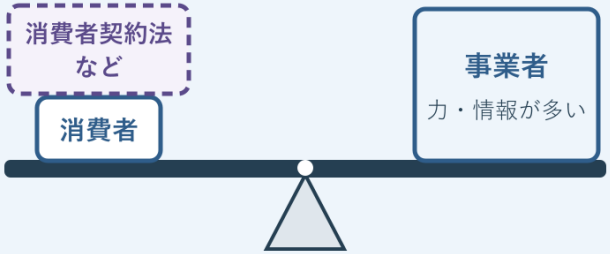
契約自由の原則（民法 第521条・第522条など）

契約をするか、だれと、どんな内容・方式でするかは、当事者が自由に決める

ただし、内容を決める自由は「法令の制限内」で

① 消費者と事業者

差：商品の情報の量や、交渉の力



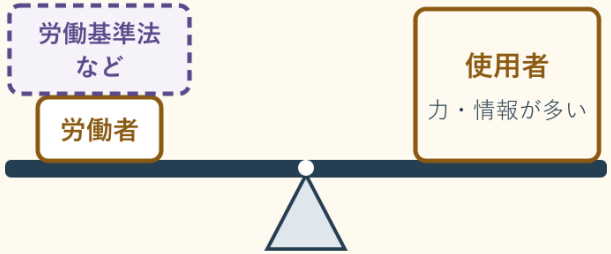
法の重りを足して、つり合いに近づける

修正の例 消費者契約法 第4条（要約）

事実と違うことを告げられたり、
帰ってもらえず困ったりして
結んだ契約は、取り消せる

② 労働者と使用者

差：働く側は、条件の交渉で弱くなりやすい



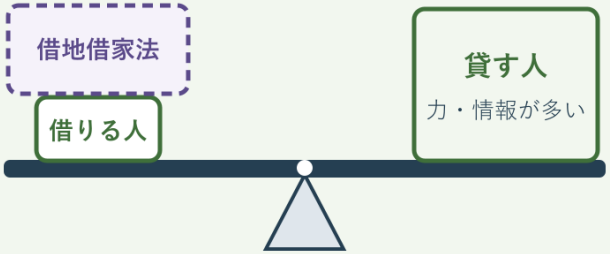
法の重りを足して、つり合いに近づける

修正の例 労働基準法 第13条（要約）

法律の基準に達しない労働条件は、
その部分が無効になり、
法律の基準が当てはまる

③ 部屋を借りる人と貸す人

差：借りる側は、立場が弱くなりやすい



法の重りを足して、つり合いに近づける

修正の例 借地借家法 第28条（要約）

貸す人が更新を断ったり、
解約を申し入れたりするには、
「正当の事由」が要る

まとめ：原則は自由。力や情報に差があるところを法で補い、対等な当事者の自由な合意に近づける

18歳で成年（民法 第4条。2022年4月から）

親の同意がなくても一人で契約でき、
未成年を理由とする取消しはできなくなる

※ 条文は要約。修正のしくみの例の一部で、適用には条件がある。法律は改正されることがある。天びんは模式。